

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
1	1	制度全般	制度について	特定福祉用具購入とはどのような制度か。	要支援・要介護認定を受けている方が、入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したときに、年度10万円を上限に購入費用の一部を支給する制度です。
2	2	制度全般	対象者について	支給対象者は誰ですか。	本市で要介護（要支援）認定を受けている方が対象です。認定を受けていない方は、支給対象となりません。
3	3	制度全般	要支援・要介護認定の新規申請中または区分変更申請中の購入	要支援・要介護認定の新規申請中や区分変更申請中に福祉用具を購入した場合は、支給対象となるか。	要支援・要介護認定の次の申請中に福祉用具を購入した場合は、要介護認定結果が確定し、かつ、いずれかの要介護状態区分に認定されたときには、支給対象となります。なお、このときの支給申請は、認定結果の確定後に行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規申請をしているとき ・区分変更申請をしているとき ・更新申請を行った後に既存の認定有効期間が経過したとき 一方、認定結果が非該当となった場合は、支給対象とならず全額自己負担となりますので、特定福祉用具販売事業者は利用者に対して事前に説明する必要があります。
4	4	制度全般	福祉用具の種目	支給対象となる福祉用具は何か。	(1) 腰掛便座 (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 (3) 排泄予測支援機器 (4) 入浴補助用具 (5) 簡易浴槽 (6) 移動用リフトのつり具部分 なお、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで区分が「販売」となっている福祉用具が支給対象となります。 ※令和6年度より貸与または購入の選択が可能となるもの ○ 固定用スロープ ○ 歩行器（歩行車を除く） ○ 単点杖（松葉づえを除く） ○ 多点杖
5	5	制度全般	支給対象品目	テクノエイド協会の認可のない福祉用具について、支給対象として認める品目はあるか。	原則、支給対象として認める品目はありません。 本市では、福祉用具の購入にふさわしいものであるかどうかの判断をテクノエイド協会の判断に準じています。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
6	6	制度全般	支給基準限度額	支給される金額の上限額はいくらか。	同一年度（4月から翌年3月）で1人あたり10万円（消費税含む。）です。10万円を上限として、福祉用具の購入費用に対して、被保険者の利用者負担割合（1割～3割）に応じて、7割～9割を介護保険から支給します。 なお、カタログの本体価格を超える分は支給対象になりません。 【例：10万円（税込）の福祉用具を購入した場合】 利用者負担割合支給金額 1割 ⇒ 9万円 2割 ⇒ 8万円 3割 ⇒ 7万円
7	7	制度全般	支給基準限度額を超える金額の福祉用具の購入	購入した福祉用具の金額が15万円だった場合、支給される金額はいくらか（利用者負担割合は1割のケース）。	支給限度基準額（10万円）を超える金額については、全額利用者負担となります。本ケースにおける（1）支給額と（2）利用者負担額は次のとおりです。 （1）支給額 = 支給限度基準額 × (1 - 利用者負担割合) 9万円 = 10万円 × 9割 ※小数点がある場合は切り捨て （2）利用者負担額 = (支給限度基準額 - 支給額) + 支給限度基準額を超える金額 6万円 = (10万円 - 9万円) + (15万円 - 10万円)
8	8	制度全般	同一年度での複数の購入	4月に入浴補助用具（3万円）を購入し福祉用具購入費の支給を受けたが、同じ年度中に腰掛便座（4万円）が必要となったため、購入したいと思っている。この場合、腰掛便座は支給対象となるか。	支給限度基準額（10万円）の範囲内であれば、再度、福祉用具購入費の支給申請をすることができるため、腰掛便座も支給対象となります。 なお、同一の種目の再購入は購入した年度を問わず原則として認められませんが、同一の種目であっても、用途及び目的が異なる福祉用具を購入する場合は、支給限度基準額の範囲内で支給対象となります。 【同一の種目の再購入が支給対象となる例】 入浴用いす（入浴補助用具）を購入した後に（あるいは同時に）、浴槽用手すり（入浴補助用具）を購入する場合
9	9	制度全般	支給限度額の管理	①N年度に福祉用具の引渡しを受け、(N+1)年度に代金を支払い保険給付を請求したケース ②N年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は(N+1)年度に行ったケース などが考えられるが、限度額管理はいずれの年度において行われるか。	介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされています。 したがって、ケース①は(N+1)年度において、ケース②はN年度において、それぞれ限度額管理が行われます。 ※なお、ケース②における保険給付は、会計支出上は(N+1)年度のものとなる。 ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）の翌日を起算日とします。
10	10	制度全般	購入する事業者について	購入する事業者はどこでも良いか。	都道府県等の指定を受けた事業者である必要があります。指定を受けていない事業者から購入した場合は支給対象になりません。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
11	11	制度全般	インターネット（通信販売）での購入	都道府県等の指定を受けた事業者からインターネット（通信販売）で購入した場合、支給対象となるか。	特定福祉用具購入においては、福祉用具専門相談員の専門的知識に基づく助言を受けて購入する必要があることから、インターネット（通信販売）で購入した福祉用具は支給対象となりません。
12	12	制度全般	購入目的について	介護者の負担軽減のために福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	特定福祉用具購入は利用者が自立した日常生活を営むことができるようになることが目的であることから、介護者の負担軽減を主目的として購入した福祉用具は、支給対象となりません。
13	13	制度全般	入院中（入所中）の購入	病院に入院中（介護保険施設に入所中）に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	退院後の在宅生活に向けて、入院中に特定福祉用具を購入することは可能です。ただし、支給申請は退院し、特定福祉用具の利用後となるため、今回のケースにおいて入院中に福祉用具を購入し、その後死亡等で利用がなかった場合、全額自己負担となります。
14	14	制度全般	介護付き有料老人ホームやグループホームに入居中の購入	特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を入居中に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	特定施設入居者生活介護事業所や認知症対応型共同生活介護事業所では、福祉用具が整備されていることが前提であることから、支給対象となりません。
15	15	制度全般	外泊及び一時帰宅中の購入	病院に入院中（介護保険施設に入所中）に外泊や一時帰宅を行うために、外泊先や一時帰宅先で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	外泊や一時帰宅のために購入した福祉用具は、支給対象となりません。 【参考】 ※介護保険施設及び医療機関に入所（入院）している者が外泊時に利用した居宅サービスについては、外泊時費用の算定の有無にかかわらず、介護保険において算定できない。医療報酬算定中に介護報酬を算定できない。
16	16	制度全般	ショートステイ利用中の購入	短期入所生活介護（ショートステイ）を利用中に、滞在先の施設で利用するために福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	短期入所生活介護を利用中に滞在先の施設で利用するために購入した福祉用具は、支給対象となりません。
17	17	制度全般	入院（所）中の購入	入院（所）していますが、退院（所）に向けて福祉用具を購入した場合、支給対象になるか。	入院（所）中に福祉用具を購入しても差し支えありませんが、支給申請は退院（所）後にしてください。 なお、特定施設に該当しない有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅に入居している場合は在宅扱いとなります。 ※特定施設は、福祉用具が整備されていることが前提のため。
18	18	制度全般	運搬費や設置費について	福祉用具の購入にあたり、「運搬費」や「設置費」が発生したが、これらの費用も支給対象となるか。	特定福祉用具購入では、福祉用具そのものの購入費用のみが支給対象となり、運搬費や設置費等の費用は支給対象となりません。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
19	19	制度全般	自宅以外で使用するための購入①	伊東市に住民票を置いているが、実際は他市の親族宅で生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	他市の親族宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが作成されており、その親族宅で福祉用具を使用するということであれば、支給対象となります。
20	20	制度全般	自宅以外で使用するための購入②	生活の本拠地は自宅であるが、自宅と親族宅を行ったり来たりしながら生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	特定福祉用具購入では、生活の本拠地で使用される福祉用具のみが支給対象となることから、生活の本拠地以外で使用する福祉用具は、支給対象なりません。
21	21	制度全般	2つ以上の機能を有する福祉用具	2つ以上の機能を有する福祉用具はどのように取り扱われるのか。	2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 ② 区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 ③ 特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、保険給付の対象外として取り扱う。
22	22	制度全般	介護者の負担軽減を主目的とした福祉用具の購入	介護者の負担を軽減するために福祉用具を購入したいが、支給対象となるか。	介護者の負担軽減を主目的とする購入は介護保険法の趣旨からして支給対象なりません。本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的とされなければなりません。その上で介護者の負担が軽減されるものについては問題ありません。
23	23	制度全般	共同購入	共同生活している2人の要介護認定者が20万円相当の簡易浴槽の購入を希望している場合、支払額を二分して、10万円の限度額を双方に適用することができるか。	共同で特定福祉用具を購入することはできません。
24	1	申請	支給申請時の提出書類	特定福祉用具購入の支給申請時の必要書類は何か。	支給申請時には、次の書類の提出が必要です。 (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書 (2) ケアプラン又は福祉用具が必要な理由書 (3) 請求書（内訳書） (3) 領収書（原本及びコピー） (4) 購入した福祉用具のパンフレットの写し（製造事業者、商品名、価格が分かる部分。） ※審査に必要と判断したときは、上記以外の書類の提出を求める場合があります。 なお、「排泄予測支援機器」の支給申請にあたっては手続及び提出書類が異なりますので市へ確認してください。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
25	2	申請	申請書類の提出先	申請書類はどこに提出すればよいか。	介護保険課に直接提出するか、郵送で提出してください。 なお、出張所では受付できません。 提出先：伊東市役所 高齢者福祉課 介護保険係 郵送先：〒414-8555 静岡県伊東市大原2-1-1 伊東市役所 高齢者福祉課 介護保険係 宛 ※郵送の場合は領収書を返送しますので返信用封筒を同封してください。
26	3	申請	申請書類の提出者	ケアマネジャーや購入先の事業者が申請書類を提出することは可能か。	被保険者の依頼により、ケアマネジャーや購入先の事業者が提出することは問題ありません。
27	4	申請	提出期限及び振込日	申請書類の提出締切はいつか。また、保険給付分はいつ振り込まれるのか。	提出期限は毎月15日（閉庁日の場合は直前の開庁日）です。同日までに提出があり、本市の審査の結果支給決定となった場合は、保険給付分を原則として翌月中旬に振込みします。（振込日は都合により変わることがあります。）
28	5	申請	領収書の提出	領収書の提出は必ず原本が必要か。	はい。必ず原本とそのコピーを持参してください。
29	6	申請	申請書に記載する購入日	商品引渡し日と領収日が異なっているが、申請書に記載する購入日はどちらの日付を記載すればよいか。	領収日の日付を記載してください。
30	7	申請	申請書に記載する購入日	口座振込や引き落としの時の領収日はいつにすればよいか。	振込日及び引き落とし日としてください。 振込や引き落としされる前に死亡等により資格が喪失した場合は保険給付の対象となりませんので注意してください。 生活保護を受給し、社会福祉課へ申請は済んでいるが、支給までの間に資格喪失した場合は市へお問い合わせください。
31	8	申請	領収書の宛名	実際に購入代金を支払ったのが家族や親族等の場合、領収書の宛名はその氏名で良いか。	領収書の宛名は被保険者本人である必要があります。 被保険者以外の氏名が記載された領収書では受付できません。
32	9	申請	給付額の端数処理	通常、介護保険の特定福祉用具購入に対する保険給付額は、対象額の9割、8割、7割のいずれかとなると思うが、小数点未満切り捨てかそれとも切り上げか。	給付額は小数点未満切り捨てとなります。（本人負担が切り上げとなる） （例）対象額が20,952円で、本人負担が2割の場合 20,952円×80%＝16,761.6（支給額：16,761円・自己負担4,191円）
33	10	申請	適用される負担割合	事業者注文した時点での負担割合は1割だったが、納品を待っている間に負担割合の年度更新があり、領収日時点での負担割合は2割となった。この場合、どちらの負担割合が適用されるのか。	領収日（領収書の記載日）時点の負担割合が適用されます。よって、本ケースの場合は2割となります。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
34	11	申請	給付制限中の購入	介護保険料の滞納による給付制限期間中に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	給付制限期間中に購入した福祉用具も、支給対象となります。 ただし、給付制限として給付額減額を受けている場合、給付額減額後の負担割合に基づいて福祉用具購入費を支給します。 【本来の負担割合】 【給付制限による負担割合】 1割 ⇒ 3割 2割 ⇒ 3割 3割 ⇒ 4割
35	12	申請	被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について	福祉用具を購入したが、支給申請前に被保険者本人が亡くなった。この場合、支給対象となるか。	被保険者本人が亡くなる前に購入・使用した福祉用具であれば、支給対象となります。この場合、提出する領収書の領収日は亡くなる前の日付である必要があります。 領収日が死亡日以降の場合は、納品がそれ以前であっても対象なりません。 また、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書の申請者欄は相続人が記入する必要があります。 （例）伊東太郎 代表相続人 伊東花子
36	13	申請	被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について	在宅の被保険者が、福祉用具購入後（購入時に代金の支払いも済んでいる）、一度も利用せずに入院し、そのまま死亡した場合は福祉用具購入費の請求は可能か。	代金を完済し、一度でも利用した場合は支給対象となります。 今回のケースのように、代金を完済しても利用せずに死亡した場合は支給対象とならないため、全額自己負担となります。
37	14	申請	被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について	販売店と分割払い等の契約で特定福祉用具を購入し、完済する前に本人が死亡したが、支給申請できるか。	福祉用具の購入は代金の完済をもって成立するため、仮に生前中に一部支払いがあったとしても、介護保険の支給対象なりません。
38	15	申請	時効について	ずいぶん前に購入したのも申請できるか。	福祉用具を購入したとき（代金を完済したときは、実務的に領収証記載の日付）に保険給付の請求権が発生します。時効は領収書の翌日から2年間となります。
39	16	申請	受領委任払い制度	受領委任払い制度を利用する予定だが、業者の登録は必要か。	登録が必要となります。詳しくは本市へお問い合わせください。
40	17	申請	転出後の支給申請	福祉用具購入後、転出した場合、支給申請は転出前の保険者にするのか、それとも転出後の保険者にするのか。	支給申請は、購入時の保険者すなわち転出前の市町にすることになります。
41	1	部品の購入及び同一の種目の再購入	部品の購入	介護保険の適用となる福祉用具が破損し部品を交換した場合、部品の購入費用は支給対象となるか。	特定福祉用具購入の支給対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品については、支給対象となります。なお、この場合、部品そのものの購入費用のみが支給対象となり、運搬費や作業費等の費用は支給対象なりません。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
42	2	部品の購入及び同一の種目の再購入	予備部品の購入	故障した場合等のメンテナンスのため、予備部品を購入した場合、支給対象となるか。	予備部品の購入費用については、支給対象となりません。
43	3	部品の購入及び同一の種目の再購入	部品の交換を伴わない修理	既に福祉用具購入費の支給を受けた福祉用具が破損し、部品の交換を伴わない修理を行った場合、その修理費用は支給対象となるか。	介護保険の特定福祉用具購入の支給対象は、福祉用具（またはその部品）そのものの費用のみです。運搬費、設置費等の費用については支給対象とならないことから、本ケースにおける修理費用も支給対象となりません。（全額利用者負担となります。）
44	4	部品の購入及び同一の種目の再購入	同一の種目の再購入	同一の種目の再購入は可能か。	<p>使用用途・目的が同じ場合、原則認められません。 ただし以下の①～④のいずれかに該当し、かつ本市が必要と認めた場合には支給対象となります。</p> <p>①過去に購入した福祉用具が破損した場合 ②利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合 ③転居等の居住環境の変化により、大きさの異なった福祉用具が必要な場合 ④その他特別の事情がある場合</p> <p>いずれの場合においても、再購入が必要であれば、購入前に必ず本市へ確認してください。 ①～④の詳細については、以降の質問のとおりです。</p>
45	5	部品の購入及び同一の種目の再購入	再購入する場合の支給申請	既に購入した福祉用具の破損（一部破損を含む）を理由とする場合の同一種目の再購入について、どのような手順を踏むべきか。	<p>①必ず購入前に被保険者の身体状況や居住環境等を明確にしたうえで、破損したことがわかる写真を撮り、本市へ確認。 ※本市において、同一種目の再購入について必要性や妥当性等を判断し、必要に応じて現地調査を行う場合があります。</p> <p>②部品交換が可能かどうかを購入業者やメーカー等に確認。 ※部品交換が可能な場合は、部品交換が優先となり、部品代のみが支給対象となり、取り寄せるための送料や取り替えに係る人件費は対象となりません。</p> <p>③上記の①と②を行なったうえで、部品交換が不可能な場合（部品そのものが生産終了等で手に入らない場合を含む）は、破損としての同一種目の再購入を認めます。</p>
46	6	部品の購入及び同一の種目の再購入	「介護の必要の程度」について	「介護の必要の程度が著しく高くなった場合」とはどの程度を指すのか。	原則として、当初の購入時点よりも介護度が高くなっており、ケアプランの内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合を想定しています。ただし、介護度が高くなっていない場合でも、身体状況の変化に伴い再購入が必要であると本市が認めたときは、この限りではありません。
47	7	部品の購入及び同一の種目の再購入	介護度が低くなった場合の再購入	介護度が低くなり、既に福祉用具購入費の支給を受けた福祉用具が身体状況に適合しなくなった場合、同一の種目の再購入は支給対象となるか。	介護度が低くなり、身体状況に適合しなくなった場合の再購入については、支給対象となりません。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
48	8	部品の購入及び同一の種目の再購入	居住環境の変化による再購入	転居によって居住環境に変化があり、既に支給を受けた福祉用具では適しなくなった場合、同一の種目の再購入は支給対象となりますか。	原則として、転居があったとしても同一種目の再購入は認められず、既に支給を受けた福祉用具を転居後の環境で使用する必要があります。ただし、当該福祉用具のサイズでは転居後の環境に適合しなくなった場合は、同一種目の再購入であっても例外的に支給対象となります。 【例】 転居前の自宅で浴槽内すのこの支給申請を受けたが、転居後の自宅の浴槽にサイズが合わないケース（大きすぎて浴槽に入らない等）。
49	9	部品の購入及び同一の種目の再購入	衛生面を理由とした再購入	既に福祉用具購入費の支給を受けた入浴用いすについて、通常の使用の結果、カビやぬめりが生じてしまい転倒の危険性があるため、再購入したい。この場合、支給対象となるか。	同一種目の再購入が例外的に支給対象となるのは、No. 4に記載した事由のみです。カビやぬめり等の衛生面や汚れを理由とした同一種目の再購入については、支給対象となりません。
50	10	部品の購入及び同一の種目の再購入	その他特別の事情を理由とした再購入	その他特別の事情がある場合とはどのような場合を指すのか。	災害を原因とする床上浸水等による流水や家屋崩壊による破損等の場合。購入前に本市へ確認してください。
51	11	部品の購入及び同一の種目の再購入	用途及び目的が異なる同一種目の複数購入①	1階と2階にトイレがあり、その両方のトイレで使用するため、補高便座（腰掛便座）を2個購入したい。この場合、支給対象となるか。	用途及び目的が異なる同一の種目の福祉用具を複数購入した場合、2個目の分の購入費用については支給対象となりません。（1個目の分の購入費用は支給対象となります。）
52	12	部品の購入及び同一の種目の再購入	用途及び目的が異なる同一種目の複数購入②	入浴用いすを購入したいが、体が大きく1つでは不安定であり、転落の恐れがあるため、2つ購入したい。この場合、2つとも支給対象となるか。	支給対象となりません。（大きな入浴用いすを1つ購入する場合は支給対象となります。）
53	13	部品の購入及び同一の種目の再購入	用途及び目的が異なる同一種目の購入①	昼間はトイレに行けるため補高便座（腰掛便座）を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険性が高いのでポータブルトイレ（腰掛便座）を購入する場合、支給対象となるか。	同一の種目（腰掛便座）の購入ですが、用途及び目的が異なるため、支給対象となります。
54	14	部品の購入及び同一の種目の再購入	用途及び目的が異なる同一種目の購入②	浴室と浴槽内の段差を解消するため、浴室すのこ（入浴補助用具）と浴槽内すのこ（入浴補助用具）を購入する場合、支給対象となるか。また、浴室すのこと浴槽内すのこ（入浴補助用具）の場合はどうか。	どちらのケースにおいても、同一の種目（入浴補助用具）の購入ですが、用途及び目的が異なるため、支給対象となります。
55	1	腰掛便座	洗浄機能付きの補高便座	洗浄機能付きの補高便座は支給対象となるか。	補高を目的としている場合は支給対象となりますが、洗浄機能のみを目的としている場合は支給対象とはなりません。また、取付けに伴う給排水工事や電気工事等は支給対象とはなりません。 ※暖房機能、消臭機能等についても同様です。
56	2	腰掛便座	壁リモコン付きの腰掛便座	壁リモコン付きの腰掛便座は支給対象となるか。	壁リモコンは、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるため、支給対象とはなりません。ただし、壁リモコン部分と腰掛便座部分が区分できる場合には、腰掛便座部分のみが支給対象となります。
57	3	腰掛便座	ビス等で固定する腰掛便座	ビス等による固定が必要な腰掛便座も支給対象となるか。	支給対象となります。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
58	4	腰掛便座	暖房便座機能付き腰掛便座	暖房便座機能付き腰掛便座は支給対象となるか。	テクニード協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合は支給対象となりますが、暖房機能の付加を目的とした購入は支給対象外となります。
59	5	腰掛便座	家具調のポータブルトイレ	家具調のポータブルトイレは支給対象となるか。	支給対象となります。
60	6	腰掛便座	水洗式のポータブルトイレ	水洗式のポータブルトイレは支給対象となるか。	居室において使用可能なものであれば、支給対象となります。ただし、設置に伴う費用については支給対象となりません。
61	7	腰掛便座	ポータブルトイレに補高便座を付ける場合	ポータブルトイレの高さ調整のため補高便座を購入したいが、支給対象となるか。	補高便座は洋式便座の上に置いて高さを調整するためのものですので、支給対象外となります。
62	1	自動排泄処理装置の交換可能部品	専用パッド等の消耗品	専用パッド等の消耗品は支給対象となるか。	専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ専用シート等の関連部品は支給対象となりません。
63	2	自動排泄処理装置の交換可能部品	「しびん」について	「しびん」は支給対象となるか。	自動排泄処理装置については、厚生労働省の告示により「尿または便が自動的に吸引されるもの」とされていることから、支給対象とはなりません。
64	3	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置本体について	自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象となるか。	自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象とはなりません。福祉用具貸与の対象となります。
65	1	排泄予測支援機器	専用パッド等の消耗品	専用パッド等の消耗品は支給対象となるか。	専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ専用シート等の関連部品は支給対象となりません。
66	2	排泄予測支援機器	「しびん」について	「しびん」は支給対象となるか。	自動排泄処理装置については、厚生労働省の告示により「尿または便が自動的に吸引されるもの」とされていることから、支給対象とはなりません。
67	3	排泄予測支援機器	自動排泄処理装置本体について	自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象となるか。	自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象とはなりません。福祉用具貸与の対象となります。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
68	4	排泄予測支援機器	事前に確認すべき事項	特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項は。	<p>特定福祉用具販売事業者は、次の点について、利用を希望する方に対して事前に確認の上、販売する必要があります。</p> <p>(1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。</p> <p>(2) 装着することが可能か。</p> <p>(3) 居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレの移動や誘導が可能か。</p>
69	5	排泄予測支援機器	販売前の試用期間	販売前に試用期間を設ける必要はあるか。	<p>令和4年3月31日付老高発0331第3号「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」において、特定福祉用具販売事業者は「居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること」とされています。</p> <p>以上のことから、試用期間の設定は必須ではありませんが、排泄予測支援機器の使用目的や方法を鑑みると、設定することが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、試用期間の設定の有無にかかわらず、支給申請時には特定福祉用具販売事業者が作成した「排泄予測支援機器確認調書」を提出する必要があります。</p>
70	6	排泄予測支援機器	専用ジェル・シート等の消耗品	専用ジェル・シート等の消耗品は支給対象となるか。	専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は、支給対象となりません。
71	7	排泄予測支援機器	独居の高齢者の利用	独居の高齢者が利用する場合、支給対象となるか。	<p>排泄予測支援機器の使用方法は次のような方法が考えられます。</p> <p>①利用者本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。</p> <p>②介助者が通知により、排泄の声掛けやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。</p> <p>そのため、独居の場合でも①のような方法があり、必ずしも支給対象外となるものではありませんが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討してください。</p>
72	8	排泄予測支援機器	おむつ交換時期等の把握のための利用	おむつ交換の時期を把握するために排泄予測支援機器を購入する場合、支給対象となるか。	排泄予測支援機器は、トイレでの自立に向けた排尿を促すことを目的としていることから、おむつ交換時期等を把握するための利用については、支給対象となりません。
73	1	入浴補助用具	シャワー機能付きの入浴用いす	シャワー機能が付いた入浴用いすは支給対象となるか。	「シャワー機能」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、シャワー機能部分と入浴用いす部分を区分できる場合については、入浴用いす部分のみが支給対象となります。区分できない場合は原則として支給対象となりませんが、利用者の身体状況による理由があるときは例外的に支給対象として検討できる場合もありますので、その場合は事前に本市に相談してください。
74	2	入浴補助用具	「踏み台」について	浴槽をまたぐ際に使用する「踏み台」は支給対象となるか。	「踏み台」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、支給対象となりません。

福祉用具購入に係るQ & A

	No.	分類	項目	質問	回答
75	3	入浴補助用具	浴槽内いすの「踏み台」使用	浴槽内いすを、浴槽内用と浴槽外用で購入し、踏み台として使用する場合、支給対象となるか。	原則として、同一品目を複数購入することはできません。 また、購入した浴槽内いすが踏み台としての機能を製品仕様や工賃に上乗せしているとしても、介護保険制度上、浴槽内いすは「浴槽内に置いて利用することができるものに限る」とされており、浴槽外の踏み台として使用することが、用途及び目的が適合しないため、支給対象となりません。
76	4	入浴補助用具	浴槽内いすの「踏み台」使用	浴槽内いすの取扱説明書において、踏み台としての利用が認められているものがあるが、このような場合、浴槽外において段差解消を図る目的として使用することは介護保険の支給対象か。	取扱説明書において、踏み台としての利用が認められていても、これは製品の機能の話であり、浴槽内いすを本来の使用目的・用途と異なる、浴室の段差解消に使用することは介護保険の支給対象となりません。
77	5	入浴補助用具	浴槽内すのこ（浴室内すのこ）のオーダーメイド	浴槽内すのこ（浴室内すのこ）をオーダーメイドで作成する場合、支給対象となるか。	オーダーメイドであっても、支給対象となります。ただし、加工費や工事費については支給対象となりません。 なお、支給申請においては、見積書及び製品設置前後の写真を別途提出してください。 また、作製する事業者は都道府県等の認定を受けている必要はありませんが、販売する事業者は認定を受けている必要があります。
78	6	入浴補助用具	浴槽内すのこ（浴室内すのこ）の一部使用	すのこは浴室内（浴槽内）に敷き詰めなければならないか。	すのこは、一部分に敷くことにより新たな段差が生じないよう、原則、洗い場全体に敷いていただくことが原則となります。ただし、全体に敷くことで不具合が生じることがケアマネジャー・業者・本人の間で検討されている場合にはその限りではありません。事前に本市に相談してください。 また、のちに残りの部分を敷き詰めるために購入する場合は再購入の扱いとなり支給対象とならない場合がありますのでご注意ください。
79	7	入浴補助用具	滑り止めマット	浴室の段差解消や浴槽内の高さ調整のために「滑り止めマット」を購入した場合、支給対象となるか。	「滑り止めマット」は介護保険の支給対象となる「浴室内すのこ」や「浴槽内すのこ」に該当しないため、支給対象となりません。
80	1	簡易浴槽	材質について	材質が硬質である簡易浴槽も支給対象となるか。	材質が硬質のものであっても、使用しないときに立て掛けること等によって収納でき、居室において必要があれば入浴できるものであれば、支給対象となります。
81	2	簡易浴槽	部分浴に係る器具について	洗髪器や足浴器は簡易浴槽として支給対象となるか。	部分浴に係る器具（洗髪器や足浴器等）は簡易浴槽に該当しないため、支給対象となりません。
82	1	移動用リフトのつり具部分	移動用リフト本体について	移動用リフト本体は、特定福祉用具購入の支給対象となるか。	特定福祉用具購入の支給対象となるのは移動用リフトのつり具部分のみであり、移動用リフト本体は支給対象となりません。なお、移動用リフト本体は、福祉用具貸与の対象品目です。